

令和6年度 岩見沢市地域おこし推進員募集要項

岩見沢市は、北海道の中西部に位置し、石狩川流域の肥沃な地に恵まれ、水稻や小麦、たまねぎなどを中心に、野菜や花卉などの生産も盛んな道内有数の穀倉地帯です。また、札幌や新千歳空港から約 40 km という交通条件や、豊かな自然環境に恵まれた、空知地方における行政・産業・経済・教育文化などの中心都市です。

しかしながら、急速な人口減少や少子高齢化の進行に伴い、道内各地域と同様にかつての街の賑わいや地域経済が衰退しています。

特に、旧産炭地域である東部丘陵地域（万字・毛陽・美流渡・朝日など）においては、高齢化率が 50% を超えており、地域活動の担い手となる世代の不足、子どもたちの減少、小中学校の閉校、生活の足となる公共交通、食料品や日用品の買い物をする場所といった生活面の不安など、コミュニティとしての課題が顕著に表れています。

そのような中で、将来にわたって地域コミュニティを持続していくためには、地域外の新たな人材が地域に暮らす住民との信頼関係のもと、地域での暮らしの魅力の市内外への発信や地域での活力創造を共に図り、新たに地域に関係する人を掘り起こす必要があります。

このように東部丘陵地域の活性化を図るため、岩見沢市では、活動終了後も本市において起業・就職して定住する意欲のある方々を対象に、「地域おこし推進員」（国の「地域おこし協力隊」制度を活用）を募集します。

1. 募集人員

岩見沢市地域おこし推進員 1名

2. 活動内容

(1) 任期終了後の暮らし方を見据えた地域おこし活動

※地域おこし推進員の任期は最長3年です。任期終了後に本市でどのような暮らしをしていくかを見据えて、ご自身の活動とつなげた地域おこし活動をしていただきます。

(2) 地域の困りごとの解決を図る地域コーディネート活動

※活動の中心となる東部丘陵地域は、最近では若い移住者の方が増えてきている一方、人口減少・高齢化による暮らしの困りごとなど様々な課題を抱えています。地域おこし活動を通じて、移住者の人々、昔から住んでいる地域の人々、地域の外の人々をつなげるコーディネート活動をしていただきます。

(3) 地域活動への参加及び活動支援

※地域の中にはお祭りや地域サロンなどの様々な地域活動があり、活動を通して地域コミュニティが維持されています。可能な限り地域行事に参加するとともに、行事が継続していくことができるように地域活動の支援をしていただきます。

(4) その他、市が必要と認めた活動

※その他、地域にとってプラスとなる事業に取り組んでいただきます。

3. 応募資格

次のすべての項目に該当する方を対象とします。

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (2) 申込時において、政令指定都市、又は三大都市圏内の都市地域（条件不利地域を除く）に居住し、委嘱の日以降速やかに勤務地に住民票を異動して居住すること。
※詳細はお問い合わせください。
- (3) 地域の活性化に意欲があり、地域の特性及び風習を尊重して地域住民と積極的にコミュニケーションを取れること。
- (4) 心身ともに健康であり、意欲及び情熱を持っていること。
- (5) 推進員の委嘱期間終了後も市内で起業、就業等により定住する意欲があること。
- (6) 普通自動車運転免許証を所持していること。
- (7) ワード、エクセル等の一般的なWindows環境でのパソコン操作ができること。
- (8) 応募時点で居住している自治体における市税等に滞納がないこと。
- (9) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

4. 勤務条件等

勤務地・居住地	岩見沢市東部丘陵地域（朝日町・毛陽町・奈良町・清水町・上志文町・宝水町・栗沢町美流渡・栗沢町万字・栗沢町宮村）
委嘱形態	業務委託契約 ※岩見沢市との雇用関係はないため、ご自身で国民健康保険、国民年金等に加入してください。 ※推進員としての業務に支障がない範囲で副業を行うことができます。
委嘱期間	委嘱の日から令和7年3月31日まで ※令和6年度においては、委嘱の日は7月1日以降を予定しています。 ※次年度以降については、活動状況や実績を勘案して最長3年まで委嘱期間を更新することができます。
勤務時間・休暇等	雇用ではなく委託契約であるため、始業・終業時間や休暇などの規定はありません。事前に市と協議のうえ、活動形態を決定します。
委託料・活動経費等	委託料 ①基本分 月額上限 208,000円 ②活動経費分 月額上限 60,000円 ※①、②は活動内容・状況により減額する場合があります。 ※推進員活動に係る旅費や消耗品費等の経費は委託料に含まれますが、委託業務とは別に市が依頼する業務等に係る費用は、予算の範囲内で市が負担します。
住居等	・推進員活動の拠点として市が提供する住居に入居していただきます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費及び赴任する際の費用は自己負担となります。 ・冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ガス台、電子レンジ等の家電製品や生活必需品についてはご自身で用意してください。
活動支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での活動や暮らし、任期終了後の生活について相談できる体制を用意するとともに、地域おこし推進員としての活動に必要な研修や起業・就業に向けた研修等のバックアップを行います。 ・委嘱期間の2年目以降および終了後1年以内に、起業のための補助金を活用することができます。 <p>※起業は岩見沢市内の起業に限ります。</p>

5. 応募手続

(1) 申込受付期間

令和6年4月1日（月）より随時募集を受付けます。

※なお、採用候補者が募集人数に達した時点で、募集受付を終了させていただきます。

(2) 申込方法 郵送またはEメール

(3) 提出書類（提出された書類は返却いたしません）

①指定履歴書（カラー写真付） 1部（様式1）

②活動目標レポート 1部（様式2）

※『3「地域おこし推進員」として取り組みたい活動内容』について

・参考資料をもとに、東部丘陵地域での活動を企画し記入してください。（採用後に企画した内容の実施を義務付けるものではありません。）

・以下のいずれかのテーマで記入してください。（これ以外のテーマも可）

(1) 芸術・文化

(2) 観光・スポーツ・アウトドア・アクティビティ

(3) 歴史・伝統・産業

③誓約書 1部（様式3）

④住民票（申込日前1か月以内のもの） 1部

※様式1～3、参考資料は、岩見沢市公式ホームページで取得してください。

(4) お問い合わせ先・提出先

〒068-8686 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市企画財政部企画室

電話 0126-35-4834 FAX 0126-23-9977

E-mail kikaku@city.iwamizawa.lg.jp

問合せ：午前8時45分から午後5時30分（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く）

6. 選考

(1) 書類選考

提出いただいた書類の選考を行い、結果を応募者全員に対して電話またはEメールと文書で通知します。

(2) 面接

書類選考合格者を対象に面接を行います。日程は、書類選考の結果を通知する

際にお知らせします。

なお、面接は原則として岩見沢市内で実施し、移動に係る交通費等の経費は自己負担とします。

(3) 最終結果通知

面接後、速やかに電話と文書で合否を通知します。

7. その他

- ・合格された方には、健康診断書を提出していただきます。健康診断に係る経費は自己負担となります。
- ・当市へ転入手続きを行う場合には、企画室へ転入予定時期について、必ず事前にご連絡下さい。
- ・募集に係る全ての個人情報については、法及び岩見沢市個人情報保護条例に基づき厳正に管理し、本人の了解を得ない限り、他の目的には使用しません。